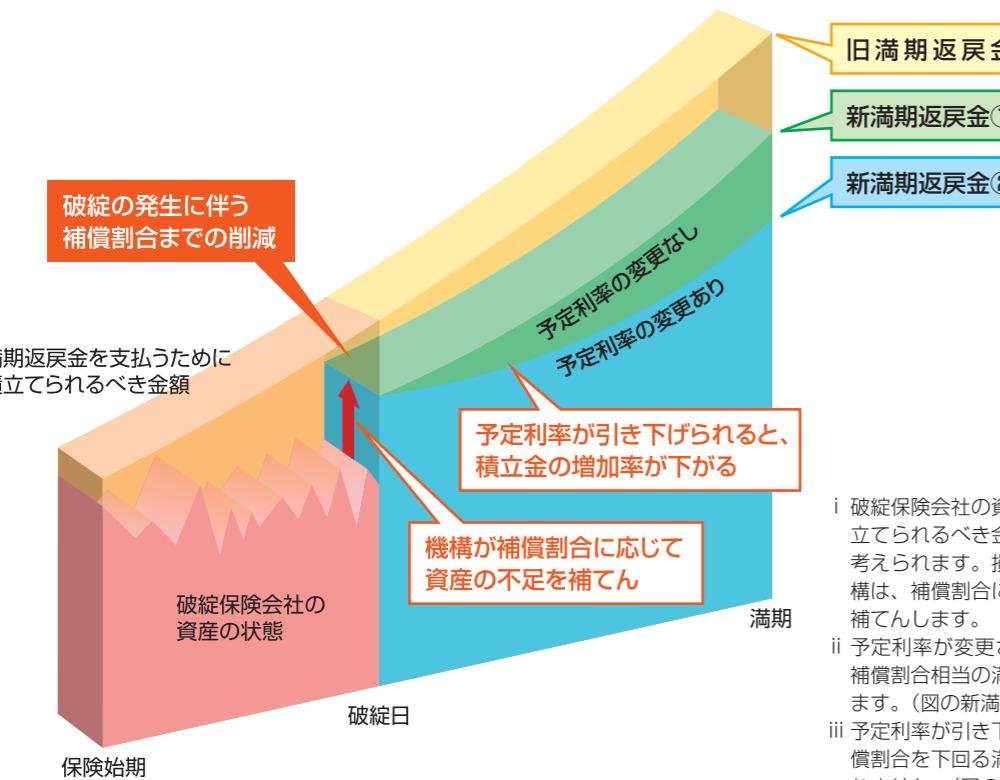




保険契約の移転等の際、保険料等の算定基礎となる基礎率（予定利率等）の変更を行ったり、早期解約控除制度を設ける可能性もあります。このような場合、損害保険契約者保護機構による補償（80%や90%）があっても、当該補償割合を下回る保険金・返戻金しか受けられない可能性があります。

予定利率の変更（引下げ）

過去に高い予定利率が付されていた積立保険等は、破綻時の市中金利を参考に予定利率が見直されます。この場合、実際の満期返戻金等は、契約時に約定した満期返戻金等に補償割合を乗じた額をさらに下回ることになります。



- i 破綻保険会社の資産の状況は本来積み立てられるべき金額を下回っていると考えられます。損害保険契約者保護機構は、補償割合に応じて資産の不足を補てんします。
- ii 予定利率が変更されなかった場合は、補償割合相当の満期返戻金が支払われます。（図の新満期返戻金①）
- iii 予定利率が引き下げられた場合は、補償割合を下回る満期返戻金しか支払われません。（図の新満期返戻金②）

早期解約控除の適用

- 年金払積立傷害保険や介護（費用）保険等の再加入が難しい可能性がある保険契約は継続されることが前提となっています。この趣旨に反して早期に解約される保険契約の解約返戻金等は、破綻時から一定期間、一定の控除が行われる場合があります。この場合、実際の解約返戻金等は、契約時に約定した解約返戻金等に補償割合を乗じた額を下回ることになります。
- 補償割合80%の保険契約（該当契約については見開きページ左側表を参照ください）には、早期解約控除は適用されません。

このパンフレットに関するお問い合わせ先

損害保険契約者保護機構 事務局

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 損保会館
TEL.03-3255-1635
URL <http://www.sonpohogo.or.jp/>

旧第一火災海上保険相互会社の保険契約に関するお問い合わせにつきましては、
下記にお願いします。（土日祝日および年末年始の一定日を除く 9:30～17:00）

損害保険契約者保護機構 カスタマーセンター

フリーダイヤル 0120-557-543

損害保険契約者保護機構 管理本部

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 損保会館
TEL.03-6262-9465

損害保険契約者保護機構について

損害保険会社が破綻したら、加入している保険契約はどうなるのでしょうか？

損害保険契約者保護機構は、
破綻した損害保険会社の
保険契約を補償します。



損害保険契約者保護機構

Non-life Insurance Policy-holders Protection Corporation of Japan

損害保険契約者保護機構は、損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者等を保護し、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき平成10年12月に当時の大蔵大臣の認可を受けて設立された法人です。

損害保険契約者保護機構には、日本国内において損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者等が補償の対象となります。

※再保険契約のみ、船主等責任保険契約のみに係る業務を営む保険会社は、損害保険契約者保護機構には加入しておりません。

保険契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。

【ただし、下表中、★印の保険は保険契約者を問わず補償の対象となります。】

補償割合は保険契約毎に異なります

損害保険(下記以外)	保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金など
	補償割合100%	
自賠責保険、家計地震保険 ★		
自動車保険 ★		
火災保険		
その他の損害保険		
賠償責任保険、動産総合保険、海上保険、運送保険、信用保険、労働者災害補償責任保険 など		
短期傷害※3 特定海旅※4 ★		
年金払型積立傷害保険※5 ★ 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険		
その他の疾病・傷害保険 ★		
上記以外の傷害保険、所得補償保険、医療・介護(費用)保険 など		

(注) 上記保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に従うことになります。

※1 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます）をいいます。
 ①日本法人
 ②その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

※2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

※3・4・5「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に進行告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

※6 「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、

保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金など
補償割合100%	
破綻後3か月間は保険金を全額支払 (補償割合100%)	
3か月経過後は 補償割合80%	
補償割合 90% ※6	補償割合 90% ※6
	積立型保険の場合、積立部分は80%となります。

基準利率(平成18年4月時点では3%)を常に超えていた保険契約をいいます(保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります)。
 【追加引下げ後の補償割合の例】
 [計算式] $90\% - (\text{予定利率} - \text{基準利率}) \times 5 \text{年分} \times 1/2$ で求められた値となります。

[計算例] 予定利率5%, 基準利率3%の場合… $90\% - (5\% - 3\%) \times 5 \text{年分} \times 1/2 = \text{補償割合}85\%$ (弁済率が下限です)

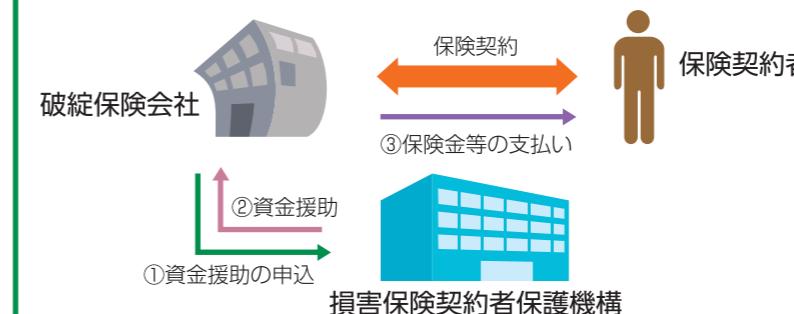
注1) 「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

注2) 破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。

注3) いわゆる共済契約や少額短期保険業者の受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

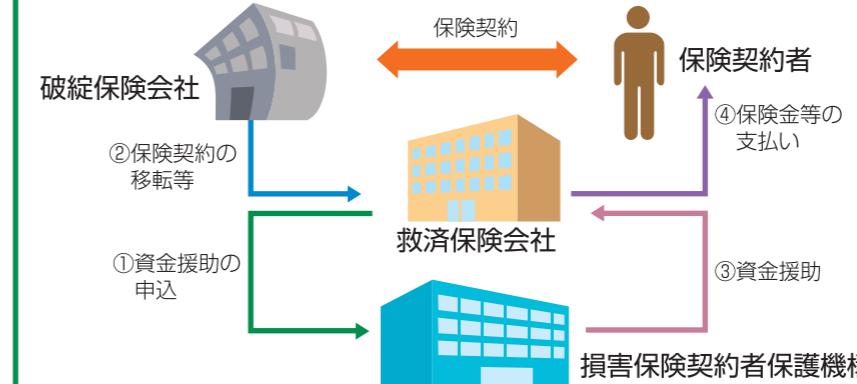
「破綻後3か月間は保険金を全額支払」ってどういうこと?

1 損害保険契約者保護機構が資金援助を行うことによって、破綻保険会社は、破綻後3か月間に生じた事故について、保険金の全額支払いを継続できるということです



- 損害保険契約者保護機構は、自動車保険・火災保険などの保険契約について、保険会社が破綻した場合であっても、破綻後3か月間に生じた保険事故に係る保険金が全額支払われるよう補償します。
- 全額支払いの対象となる保険契約は左側のページの通りです(保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合であるものに限る場合があります)のでご注意ください。
- 破綻前に生じた保険事故についても、全額支払いが行われます。

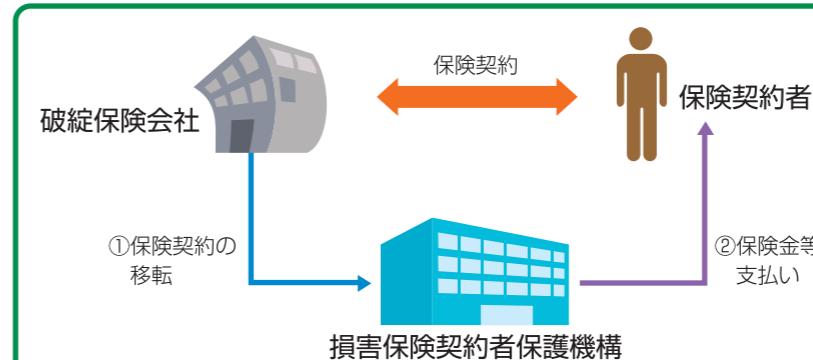
2 保険契約が救済保険会社に移転された場合も、損害保険契約者保護機構は、破綻後3か月間に生じた事故について、保険金の全額支払いを補償します



- 損害保険契約者保護機構は、破綻保険会社の保険契約の移転等を受け入れる救済保険会社が現れる場合には、同社への資金援助を行います。このことによって、破綻保険会社の保険契約が円滑に引き継がれるようになります。
- 破綻後3か月の間に移転等が行われる場合であっても、その間に生じる保険事故に係る保険金は全額支払いの対象となります。

◆保険金の全額支払いが補償されている間、(従前と同水準の保障を維持するため)破綻保険会社に保険契約の解約を申し出て、他の保険会社と新規の契約を結ぶことが可能です

救済保険会社が現れない場合、損害保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約を引き継ぎます



- 救済保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構が破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、保険契約の継続を図ります(全ての保険契約が引き継ぎの対象となります)。
- く損害保険契約者保護機構により子会社として設立された保険会社が、破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ方法もあります
- その後、救済保険会社が現れたときは、損害保険契約者保護機構は当該会社に対し、保険契約を引き継ぐことがあります。